

村上市民ふれあいセンター友の会会則

(名称)

第1条 この会員制度は、ふれセン倶楽部（以下「友の会」）という。

(事務局)

第2条 友の会の事務局は、新潟県村上市岩船 3270 番地 村上市民ふれあいセンター（以下「当センター」）に置く。

(目的)

第3条 友の会は、当センターで開催されるイベント情報や友の会協賛加盟店情報などを多くの会員以外の方に広報宣伝（口コミ等）することを目的とする。

(会員の条件)

第4条 情報を提供する手段として、当センターから会員が指定するパソコン（モバイル型情報端末機含む）もしくは携帯電話のメールアドレスを登録し、なおかつ受信可能であることとする。

- 2 会員登録時には、受信可能であるか確認することがある。
- 3 会員期間途中で着信拒否設定に変更した場合は、次回更新できないことがある。

(会員)

第5条 会員とは、第3条の目的に賛同し、第4条の会員の条件を遂行でき、本規約の内容にご承諾いただいたうえ、所定の方法により会員登録をしていただいた方、および事務局が友の会会員と認定した方をいう。

- 2 会員には、会員証を発行する。
- 3 期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 4 更新日は4月1日とし、会員は、毎年3月1日から3月31日までに更新手続きをすることができる。
- 5 友の会は、会員の個人情報を他に利用しない。

(入会金、更新手数料)

第6条 入会金は、年間 300 円とし、入会時に入会申込書と共に友の会事務局に現金で支払うものとする。また更新手数料についても同額とし、更新時、定められた期間中に支払うものとする。ただし、途中に入会する場合においても同額とする。

(会員の特典)

第7条 会員は、友の会会員証提示により、当センターのピアノ練習の割引を受けられるものとする。また、当センター関連施設「イヨボヤ会館」「おしゃぎり会館」の入館料割引を受けられるものとする。

その他、当センター友の会の目的に賛同していただいている友の会協賛加盟店より、特典を受けられる。

- 2 特典を受けられる施設は当センターホームページに記載の施設とする。
- 3 特典などは、予告なく変更することがある。

(会員証の紛失、汚損、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失、汚損または盗難にあったときは、友の会事務局に届け出て会員証の再発行を有償で受けることができる。

- 2 会員証が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員または友の会に損害を生じた場合は、会員がその損害の責を負う。
- 3 会員証の再発行の際の手数料として100円をいただく。

(届け出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所などに変更が生じた場合には、すみやかに友の会事務局に届け出なければならない。

(退会等)

第10条 会員は、退会するときはその旨を友の会事務局に申し出る。

- 2 友の会会員証を他人に貸与、譲渡することはできない。会員証を虚偽に利用したときには、会員の資格を取り消す。
- 3 更新期間中に更新手続きがない場合は、更新の意思がないものとし、退会したものとみなす。
- 4 退会するときには、会費の返金はしない。

(会則の変更)

第11条 事務局は、事前に会員の承諾を得ることなく本会則を変更することができるものとする。

(附則)

この会則は平成24年4月1日から適用する。

ふれセン倶楽部（友の会）は、「村上市民ふれあいセンター」の指定管理者「公益財団法人イヨボヤの里開発公社」の事業です。

お問い合わせ先

公益財団法人イヨボヤの里開発公社（村上市民ふれあいセンター内）

〒958-0000 新潟県村上市岩船3270番地

TEL 0254-52-0201 FAX 0254-52-0202